



医療施設静態調査についてのお願い

医療施設静態調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は統計法に基づく基幹統計調査であり、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、すべての医療施設を対象に3年ごとに実施しております。

本年は調査の実施年に当たり、平成29年10月1日現在で行うことになりました。記入していただいた内容につきましては、かたく秘密を守り、統計を作成する目的以外には使用いたしませんので、ありのままお答えください。

また、記入に際しては本手引を参照のうえ、誤りのないよう記入していただくとともに、記入後は調査票を知事の定める期限までに管轄の保健所あて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、調査票に漏れや誤りがあった場合には、管轄の保健所より照会させていただく場合があります。なにかとお忙しいこととは存じますが、この調査の趣旨を御理解いただき、格段の御協力を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

調査回答方法について

平成29年医療施設静態調査では、回答は①又は②のいずれかの方法を任意で選べます。

- ①「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」（以下「オンライン調査システム」という。）を利用したオンライン調査票による提出
 - ②「紙の調査票」による提出
- 「オンライン調査システム」の利用については、7ページの「オンライン調査（インターネットによる回答）について」をご覧ください。

紙の調査票の記入上の注意

- 1 記入文字は、黒ボールペンを使って、楷書ではっきりと丁寧に記入してください。記入を訂正する場合は、誤っている箇所を二重線で消し、余白に記入してください。特に回答欄外に記入する場合は、矢印を引いてください。

(22) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。		常勤	非常勤(常勤換算)
職種	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「0.2」等、「0」を省略せずに記入してください。	小数点
	01 歯科医師	2	
02 医師	4		人

- 2 (1)施設の所在地、(2)施設名、(4)開設者、(5)許可病床数、(6)社会保険診療等の状況 が印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、赤ボールペンで、下記の方法により訂正をお願いします。

・文字又は数字が印字されている項目の修正方法

(1) 施設の所在地	〒100-8916 1-2-2 千代田区霞が関1-3-2
------------	---------------------------------

誤っている箇所を二重線で消し、訂正内容を余白に記入してください。

・番号に○がついている項目の修正方法

(4) 開設者	あてはまるものひとつに○
<input checked="" type="radio"/> 01 厚生労働省	
<input type="radio"/> 02 独立行政法人国立病院機構	
<input type="radio"/> 03 国立大学法人	

○のついている箇所を×印で消し、正しい番号を○で囲んでください。

調査事項の記入要領



統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設

歯科診

調査対象者ID

※ 整理番号	3	1	3	0	1	0	5	1	6	※ 保健 符
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1) 施設の所在地	〒100-8916 1-2-2 千代田区霞が関1-3-2
(2) 施設名	こうせい歯科医院

(4) 開設者 あてはまるものひとつに○

- 01 厚生労働省
- 02 独立行政法人国立病院機構
- 03 国立大学法人
- 04 独立行政法人労働者健康安全機構
- 05 国立高度専門医療研究センター
- 06 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 07 その他
- 08 都道府県
- 09 市町村
- 10 地方独立行政法人
- 11 日赤
- 12 済生会
- 13 北海道社会事業協会
- 14 厚生連
- 15 国民健康保険団体連合会
- 16 健康保険組合及びその連合会
- 17 共済組合及びその連合会
- 18 国民健康保険組合
- 19 公益法人
- 20 医療法人
- 21 私立学校法人
- 22 社会福祉法人
- 23 医療生協
- 24 会社
- 25 その他の法人
- 26 個人

(5) 許可病床数

床

(6) 社会保険診療等の状況 いずれかに○

- 1 保険医療機関又は保険医
- 2 自由診療のみ

(7) 診療科目 あてはまるものすべてに○

- 1 歯科
- 2 矯正歯科
- 3 小児歯科
- 4 歯科口腔外科

政府統計コード・確認コード

- ◆オンライン調査で回答する場合に使用します。
- ◆政府統計コードはすべての施設で同一です。
- ◆確認コードは施設ごとに異なったものが印字されています。初回のログイン時に確認コードの変更を求められるため、8文字以上の別のコードに変更してください。
- ◆次回以降のログイン時には変更後の確認コードを使用してください。
- ◆確認コードがわからなくなった場合は、初期化しますのでコールセンターにご連絡ください。

整理番号

オンライン調査で回答する場合の「調査対象者ID」として使用します。

(1)施設の所在地、(2)施設名

- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、訂正内容を余白に記入してください。
- なお、JIS規格第三水準以上の漢字は印字できないため、ひらがな、■、●等で印字されており、旧字体は常用漢字で印字されています。
- ◆電話番号は施設の代表番号を市外局番から正しく記入してください。

(4)開設者

印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、「01」～「26」の該当する番号ひとつを○で囲んでください。

(5)許可病床数

- ◆「医療法」の規定により使用許可を受けた病床数を記入してください。
- ◆無床の場合は「0床」と記入してください。
- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、訂正内容を余白に記入してください。

(6)社会保険診療等の状況

印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、訂正内容を余白に記入してください。

(7)診療科目

- ◆診療科目について、該当するすべての番号を○で囲んでください。
- ◆診療科目の記入の仕方
該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を選択してください。



療所票

厚生労働省

(平成29年10月1日現在)

所号	1	3	6	4	※市区町村符号	1	3	1	0	1
----	---	---	---	---	---------	---	---	---	---	---

TEL 0352531111

(3) 休止・休診の状況	
1	休止中
2	1年以上休診中
3	1年未満休診中

(8) 診療状況	
9月中の外来患者延数	573 人
初診の患者の数(再掲)	42 人

(9) 外来患者への処方数 9月中の延回数を入力してください。	
院内処方数	0 回
院外処方せん交付数	63 回

(10) 保健事業 9月中に実施したものすべてに○	
①	保健相談・指導
2	予防処置
③	自治体の委託検診
4	事業所等の委託検診
5	該当なし

(11) 救急医療体制 いずれかひとつに○	
初期救急医療体制への参加状況	
①	休日等歯科診療所
2	歯科在宅当番医制
3	していない

夜間(深夜も含む)の救急対応 いずれかひとつに○	
対応している	
①	ほぼ毎日
2	ほぼ毎日以外
3	対応していない

(12) 表示診療時間の状況	
通常の1週間の診療時間	3 9 0 時間
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。	

表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。										
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降			
月曜日	①	②	③	4	5	6	7			
火曜日	①	②	③	4	5	6	7			
水曜日	①	2	3	4	5	6	7			
木曜日	1	2	3	4	5	6	7			
金曜日	①	②	③	4	5	6	7			
土曜日	①	②	③	4	5	6	7			
日曜日	①	2	3	4	5	6	7			
休日	1	2	3	4	5	6	7			

(3) 休止・休診の状況

- ◆「休止」…医療法上の休止届を既に出してある状態です。
- ◆「休診」…10月1日現在、休診の状態(10月1日がいわゆる診療所の休診日にあたる場合は該当しません。)
- ◆「1 休止中」又は「2 1年以上休診中」の施設は、「(1)施設の所在地」～「(4)開設者」、「(6)社会保険診療等の状況」、「(7)診療科目」を記入し、それ以外は記入する必要はありません。
- ◆「3 1年未満休診中」の施設は、すべての項目について可能な限り記入してください。

(8) 診療状況

- 9月中の外来患者延数
初診・再診・往診・巡回診療・健康診断等を行い、診療録を作成した者の延数を記入してください。救急患者及び健康診断を行った者も含まれます。
- 初診の患者の数(再掲)
初診で診療録を作成した外来患者数を記入してください。

(9) 外来患者への処方数

- ◆9月中の通常の診療時間内に処方した院内処方数及び院外処方せん交付回数を記入してください。
- ◆1回の処方方で数枚の処方せんを出しても院外処方せん交付回数は1回とします。

(10) 保健事業

- 保健相談・指導
むし歯や歯槽膿漏等の予防又は治療方法について指導、助言することをいいます。
- 予防処置
むし歯予防のためのフッ化物塗布又は予防填塞等をいいます。
- 自治体の委託検診、4 事業所等の委託検診
委託契約を結び検査を実施している場合をいいます。
事業所等とは、都道府県・市区町村立以外のすべての学校・会社等をいいます。

(11) 救急医療体制

- 休日、夜間の救急患者の診療を確保するための初期救急医療体制に参加している場合、「1 休日等歯科診療所」又は「2 歯科在宅当番医制」のいずれかを○で囲みます。
- 休日等歯科診療所
自治体や地区歯科医師会の要請により、歯科医師が休日等歯科診療所(口腔保健センター等)で歯科診療を担当している場合をいいます。
 - 歯科在宅当番医制
自治体や地区歯科医師会の要請により、在宅当番で休日・夜間における歯科診療を担当している場合をいいます。
- 夜間(深夜も含む)の救急対応
◆夜間(深夜も含む)の救急対応の状況について1～3のいずれかを○で囲みます。
◆夜間に歯科医師がいなくても、呼び出しなどで対応している場合、電話での応対・指示等で対応している場合、再来の患者のみ対応している場合は、その状況で記入します。

1 ほぼ毎日 週6日以上(月に24日以上)

(12) 表示診療時間の状況

- 通常の1週間の診療時間
◆施設で表示している診療時間について、毎週診療を行っている場合のみ、表示している診療時間の、一週間の合計の診療時間を記入してください。不定期で診療を行っている場合は、調査日の直近の一週間の状況で記入してください。
- ◆合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。
(例) 一週間の合計が 35時間 → 35.0
" 35時間15分 → 35.5
" 35時間45分 → 35.5
- 表示診療時間
通常診療している時間帯すべてを○で囲んでください。
(複数の診療科目のうち、1つの科目のみ診療時間が異なる等、特異的な状況ではなく、通常診療している時間を記入してください。)
境界値については、以下のとおりです。
18時に診療している場合 → 18時～19時に○
19時に診療している場合 → 19時～20時に○
20時に診療している場合 → 20時～21時に○
21時に診療している場合 → 21時～22時に○

(13) 技工物作成の委託の状況

歯科技工物の作成、修理、加工の委託の状況について、該当する番号をひとつ〇で囲みます。

国内で作成

歯科技工物の全ての作成工程を国内で行っている場合

国外で作成

歯科技工物の一部の作成行程でも、国外で行っている場合（委託先が国内であっても、作成、修理、加工が国外の場合を含みます。）

1 全部委託

全ての種類の技工物とその作成工程を委託

2 一部委託

一部の種類の技工物やその部品、一部の作成工程を委託

3 委託していない

技工物の全てを院内で作成している。検診業務や応急処置のみに対応しており、技工物を扱っていない施設も含みます。

(14) 受動喫煙防止対策の状況

「健康増進法」第25条に規定する「受動喫煙」に対する対策について、該当するものひとつを〇で囲みます。

(15) 診療録電子化（電子カルテ）の状況

1 電子化している

電子化しているとは病歴、診療所見等の診療録のすべてまたは一部を電子情報として記録し、データベースとして管理している場合

2 今後電子化する予定がある

電子化予定時期

具体的な電子化予定がある場合、該当する番号をひとつ〇で囲んでください。

3 電子化する予定なし

電子化予定時期が未定の場合も含みます。

(16) 医療安全体制

責任者

責任者の資格について該当する番号ひとつを〇で囲んでください。

(17) 歯科設備

10月1日午前0時現在の設備の保有状況について、該当するすべての番号を〇で囲み、「1 歯科診療台」を保有している場合は台数を記入してください。

(18) 歯科技工室

10月1日午前0時現在の設備の保有状況について、該当する番号を〇で囲んでください。

(19) インプラント手術の実施状況

◆インプラント手術とは、欠損を生じた歯の補綴、修復のために体内に埋入される手術をいいます。

◆インプラント手術について、9月中の実施の有無にかかわらず、通常インプラント手術を実施している場合は「1 実施している」とし、9月1か月間の実施件数を記入します。9月中に手術件数がない場合は、実施件数欄に「0」と記入します。

(13) 技工物作成の委託の状況				
各項目について、あてはまるものひとつに〇	全部委託	一部委託	委託していない	
国内で作成	①	2	3	
国外で作成	1	2	③	
(14) 受動喫煙防止対策の状況				
いずれかひとつに〇				
①	敷地内を全面禁煙としている			
2	施設内を全面禁煙としている			
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している			
4	その他(1~3以外の措置を講じている)			
5	何ら措置を講じていない			
(15) 診療録電子化（電子カルテ）の状況				
1	電子化している	電子化 予定時期	1	平成29年度
②	今後電子化する 予定がある		②	平成30年度
3	電子化する予定なし		3	平成31年度
			4	平成32年度以降
(16) 医療安全体制				
各項目について、あてはまるものひとつに〇				
	責任者			
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置 して いない
医療安全体制(全般)	①	2	3	4
院内感染防止対策	①	2	3	4
医療機器安全管理	①	2	3	
医薬品安全管理	①	2	3	
(17) 歯科設備				
保有しているものすべてに〇				
①	歯科診療台 (4 台)			
2	デンタルX線装置(アナログ)			
3	デンタルX線装置(デジタル)			
4	パノラマX線装置(アナログ)			
⑤	パノラマX線装置(デジタル)			
6	ポータブル歯科ユニット			
7	吸入鎮静装置			
診療器具の滅菌に使用する機器				
8	オートクレーブ			
9	オートクレーブ以外			
(18) 歯科技工室				
いずれかに〇				
①	有			
2	無			
(19) インプラント手術の実施状況				
いずれかに〇				
実施の有無に〇をつけ、9月中の実施件数を記入してください。 9月中の実施件数がない場合は0件と記入してください。				
①	実施している → 9月中の実施件数 (10 件)			
2	実施していない			

ご協力ありがとうございます

(20) 歯科用アマルガムの保有状況 いずれかに○
 保有の有無に○をつけ、9月中の使用件数を記入してください。
 9月中の使用件数がない場合は0件と記入してください。

① 保有している → 9月中の使用件数 (0 件)
 ② 保有していない

(21) 在宅医療サービスの実施状況	9月中の実施件数	
訪問診療(居宅)	①	5 件
訪問診療(施設)	2	件
訪問歯科衛生指導	③	13 件
居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	7	件
その他の在宅医療サービス	8	件

(22) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。

職種	常勤	非常勤(常勤換算)
	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)「0.1」「1.0」等、「0」を省略せずに記入してください。
		↓小数点
01 歯科医師	2 人	. 人
02 医師	人	. 人
03 歯科衛生士	2 人	. 人
04 歯科技工士	人	1.3 人
職種	実人員	常勤換算
	「常勤」「非常勤」従事者の人数	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)「0.1」「1.0」等、「0」を省略せずに記入してください。
		↓小数点
05 薬剤師		. 人
06 看護師	人	. 人
07 准看護師	人	. 人
08 歯科業務補助者		. 人
09 事務職員		3.0 人
10 その他の職員		1.0 人

(20) 歯科用アマルガムの保有状況

- ◆ 歯科用アマルガムとは、治療のため、歯に充填される歯科治療材料で銀・スズ・銅・亜鉛、水銀等が含まれる合金をいいます。
- ◆ 9月中の使用の有無にかかわらず、通常歯科用アマルガムを保有している場合は「1 保有している」とし、9月1カ月間の使用件数を記入します。9月中に使用件数がない場合は、使用件数欄に「0」と記入します。

9月中の使用件数
 アマルガムを使用した歯1本につき、1件とし、同じ患者で2本の歯にアマルガムを使用した場合は2件となります。

(21) 在宅医療サービスの実施状況

9月中にサービスを実施した場合は、該当するすべての番号を○で囲み9月中の件数を記入してください。
 在宅医療サービスを実施していない場合には、項目全体に×をつけてください。実施件数欄に「0」を記入する必要はありません。

訪問診療(居宅・施設)
 通院困難な患者の求め又は同意を得て、患者の家又は社会福祉施設等(患者以外)を訪問し、歯科診療を行うことをいいます。

訪問歯科衛生指導
 歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問し、患者やその家族に対して、患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃にかかわる実施指導を行うことをいいます。

居宅療養管理指導(歯科医師による・歯科衛生士等による)
 通院困難な要介護者の居宅を訪問して、歯科医師又は歯科衛生士等が療養上の管理指導等を行うことをいいます。

介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による・歯科衛生士等による)
 通院困難な要支援者の居宅を訪問して、歯科医師又は歯科衛生士等が療養上の管理指導等を行うことをいいます。

(22) 従事者数

歯科医師、医師、歯科衛生士、歯科技工士
常勤・非常勤(常勤換算)別に記入してください。

看護師、准看護師
実人員と常勤換算した人数を記入してください。

常勤換算等については6ページを参考にしてください。

記入者(所属)(氏名)

後日、調査事項について照会する場合がございますので、調査票に記入した方の所属、氏名を必ず記入してください。

記入者
(所属) こうせい歯科医院 事務職員
(氏名) 厚労 三郎
備考

うございました

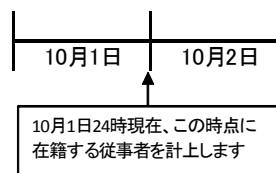
調査項目ごとの記入について

調査項目	必ずご回答 いただく項目	該当ない場合	
		オンラインによる提出	紙の調査票による提出
(1) 施設の所在地	○		
(2) 施設名	○		
(3) 休止・休診の状況	○		
(4) 開設者	○		
(5) 許可病床数		0 (ゼロ) を入力	0 (ゼロ) を記入
(6) 社会保険診療等の状況	○		
(7) 診療科目	○		
(8) 診療状況	○	0 (ゼロ) を入力	0 (ゼロ) を記入
(9) 外来患者への処方数	○	0 (ゼロ) を入力	0 (ゼロ) を記入
(10) 保健事業	○		
(11) 救急医療体制	○		
(12) 表示診療時間の状況	○		
(13) 技工物作成の委託の状況	○		
(14) 受動喫煙防止対策の状況	○		
(15) 診療録電子化（電子カルテ）の状況	○		
(16) 医療安全体制	○		
(17) 歯科設備	○		
(18) 歯科技工室	○		
(19) インプラント手術の実施状況	○	0 (ゼロ) を入力	0 (ゼロ) を記入
(20) 歯科用アマルガムの保有状況	○	0 (ゼロ) を入力	0 (ゼロ) を記入
(21) 在宅医療サービスの実施状況		該当がなければ空欄	項目全体に×
(22) 従事者数	○	職種がない箇所は空欄	職種がない箇所は空欄

従事者数について

従事者数欄には、有給・無給を問わず10月1日24時現在に当該医療施設に在籍する者を計上します。

- ① 10月1日の欠勤者であっても在籍している人員について計上します。
なお、10月1日の採用者は計上しますが、退職者は計上しません。
- ② 施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者、一般の従事者と同様の勤務状況にある家族従事者を含みます。
- ③ 業務請負の労働者、ボランティアは対象外とします。
- ④ 10月1日24時現在、当該医療施設に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3カ月を超える者。予定者を含む。）については、計上しません。



- ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）で定める産前・産後休業（産前6週間・産後8週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）で定める育児休業及び介護休業を取得している者については、計上します。
- ⑤ 休業中の者に代替者がいる場合は、代替の者を計上します。

常勤換算の算出方法

1週間の勤務時間を、その施設で定めた1週間の勤務時間で割り、小数点以下第2位を四捨五入します。

（例） 1週間の勤務時間が40時間の施設で、週2日、各日8時間勤務の場合

$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$

- (1) 施設で定める1週間の勤務時間が32時間未満の場合、32時間として計算してください。
- (2) 勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整をしてください。
（月1回の勤務サイクルである場合は、1/4を乗じる、など）
- (3) 1人の従事者について、算出した数値が、1.0を超える場合は、「1.0人」、0.1に満たない場合は「0.1人」として計算してください。

オンライン調査（インターネットによる回答）について

オンライン調査を実施する保健所管内の歯科診療所でも、平成29年5月1日以降に開設した歯科診療所については、オンライン調査は利用できません。

平成29年9月12日（火）よりログイン可能です。なお、オンライン調査を利用した場合、未使用の紙の調査票は、貴施設において廃棄してください。

オンライン調査に関する詳細は、各種マニュアルを厚生労働省ホームページ又は政府統計オンライン調査総合窓口の調査票の一覧に掲載しておりますので、ご参照ください。入力始める前に「平成29年医療施設静態調査（歯科診療所票）オンライン調査 利用ガイド」を必ずお読みください。

オンライン調査に関する各種マニュアルの掲載場所：

厚生労働省ホームページのトップ画面

＞「統計情報・白書」＞「各種統計調査」＞「厚生労働統計一覧」＞「2.保健衛生」＞「医療施設調査」

＞「平成29年医療施設静態調査にご協力ください」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2017.html

また、オンライン調査に関するご質問に対してコールセンターを設置いたします。

医療施設静態調査・患者調査 コールセンター

フリーダイヤル



0800-500-7770

対象：医療施設の管理者

内容：オンライン調査に関するご質問（ログイン、ダウンロード、入力、送信等）

開設期間：【10月2日（月）～10月31日（火） 月～金曜日（祝日を除く）9時～18時】

（患者調査は、10月11日（水）～11月24日（金） 月～金曜日（祝日を除く）9時～18時）

【政府統計オンライン調査総合窓口への接続方法】

インターネットを起動し、アドレス（URL）に<https://www.e-survey.go.jp/> を入力します。



詳細は、同封のリーフレット「オンライン調査システムをご利用ください」の「政府統計オンライン調査総合窓口への接続」をご覧ください。

オンライン調査票は、Microsoft Office Excel 2010以上のバージョンに対応しています。また、Excel互換ソフトはご利用いただけません。

よくある質問 Q&A

Q. 調査票はいつまでどこに提出すればよいですか。

A. 管轄の保健所までご提出ください。また、提出期限は平成29年10月下旬ですが、保健所によって異なるため、管轄の保健所にお尋ねください。

Q. 調査に答えなくてもよいですか。

A. 医療施設調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律に基づいて国が実施する基幹統計調査です。このため、調査対象の医療施設には報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられております。

医療施設静態調査は、医療制度改革のための基礎資料や診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されています。調査票には漏れなく正確な記入をお願いいたします。

調査結果の概要については、厚生労働省ホームページ

（URL）<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/index.html>に掲載しております。